

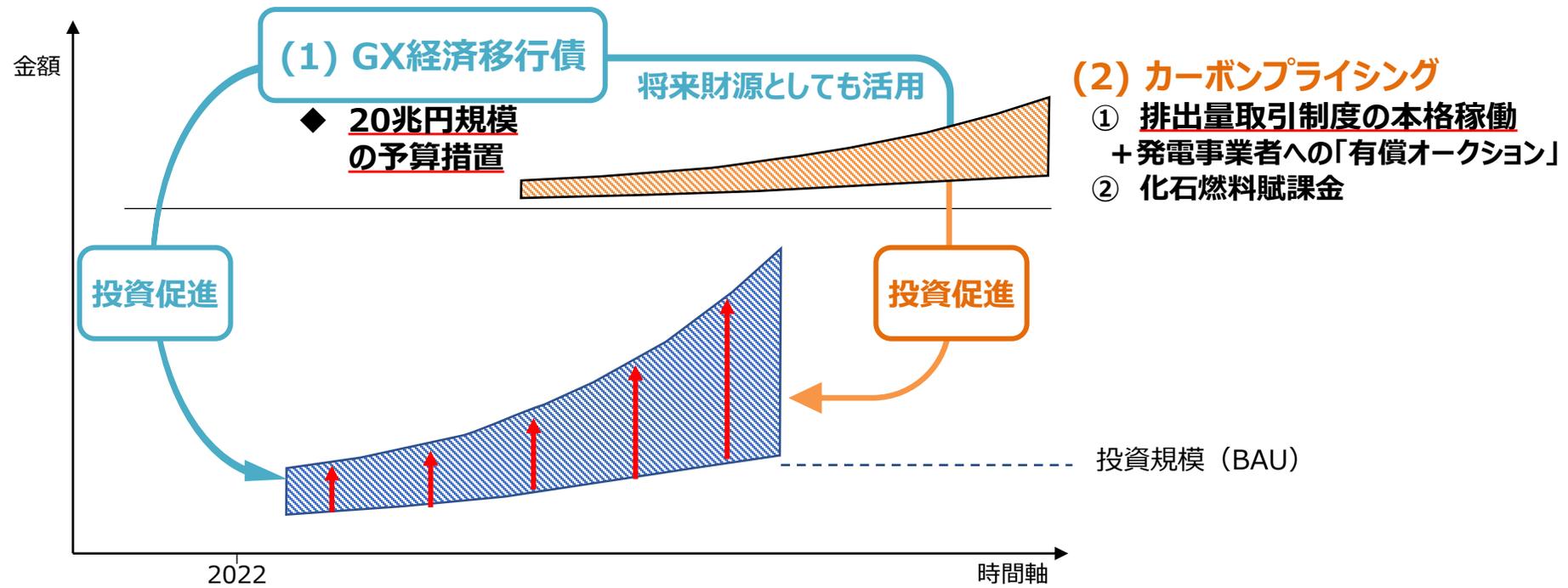
GX実現に資する排出量取引制度の 検討の方向性

2024/12/18

G Xグループ 環境経済室

成長志向型カーボンプライシング構想

- 成長志向型カーボンプライシング構想では、炭素排出に係る負担を直ちに導入するのではなく、**GXに取り組む期間を設けた後に、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げる**ことを想定。
- こうした制度の段階的発展の方針を予め示しつつ、**足下では10年間で20兆円規模の先行投資支援**を講じることで、**GX投資を前倒して行うインセンティブ**を付与。
- 2026年度から開始する排出量取引制度**においても、GX投資促進の観点から、こうした考え方を踏まえた**制度設計**を行う必要。



➡ **150兆円超のGX投資の実現**

本格稼働後の排出量取引制度に関する検討の視点

①制度対象者の定め方

- 第1フェーズでは、**業種別のカバー率（排出量に占める参画企業の割合）に差が生じていることを踏まえ、本格稼働後の制度については、一定規模以上の排出を行う企業については制度の対象とすべきではないか。**
- そのうえで、制度対象者の範囲について、**国内における排出量のカバー率や、諸外国制度とのイコールフットイング等の観点から、どのような基準で決定すべきか**

②目標設定の在り方

- 第1フェーズでは、多くの企業が野心的な目標を掲げる一方、**目標水準の客観性・公平性に課題。**
- よって、本格稼働後の排出量取引制度では、政府が策定した指針と整合するような目標設定を企業に求めることを想定。
- **業種毎の特性や、各社のこれまでの取組の状況等、目標設定において考慮すべき要素としてどのようなものが考えられるか。**

③目標達成に向けた規律強化

- 第1フェーズでは、企業は3年間の排出量の総計目標を設定したうえで、目標を達成できない場合には、その理由を含めて対外公表を求めている（**クレジットの購入は義務づけないComply or Explain型**）。
- **CBAM等の国際的な議論への対応も含め、制度の実効性をさらに高める観点から、目標達成のための規律付けとして、どのような措置を講じるべきか。**

④取引の在り方

- 取引所において**価格発見機能が発揮されるために必要な流動性を確保しつつも、制度の黎明期における取引秩序形成の観点から、取引に関する規律（取引参加者の範囲・取引所のあり方等）をどのように定めるべきか。**

⑤その他、投資の予見性確保のための措置

- **企業の投資予見性を高めるため、2026年度以降、上下限価格を設定し、その範囲に価格を誘導することを想定しているが、その他、投資促進の観点から、制度設計上留意すべき点はあるか。**

我が国における排出量取引制度の基本的考え方（案）

- 2026年度より開始する排出量取引制度においては、一定規模以上の排出を行う事業者に対して、毎年度、**排出実績と等量の排出枠の償却**を求めることを想定。
- 制度を段階的に発展させつつ、その方針を予め示すことで先行的な取組を促進するという成長志向型カーボン・プライシング構想の考え方も踏まえつつ、**業種特性やトランジション期の取組**等を勘案し、一定の基準に従って算定した排出枠の量を割り当てることを検討（**全量無償割当**）。

1. 制度対象者の範囲

- **CO2の直接排出量が10万トン以上の法人**を対象に、**毎年度、排出実績と等量の排出枠の償却**を求める。

2. 企業に求める削減水準（排出枠の割当量）の決定方法

基本的考え方

- 主要な産業分野について**業種特性を考慮した基準を設定**（生産量あたりの排出量基準(ベンチマーク)等)

その他考慮事項

- **過度な負担を回避**する観点から、以下の事項を勘案。

- ① **制度開始前の排出削減実績**
- ② **カーボンリーケージリスク**
- ③ 足下で削減効果が発現しない**研究開発投資**の実施状況
- ④ **設備の新增設・廃止**等

3. 価格安定化措置

- **義務遵守コストの高騰を回避**する観点から、**排出枠の上限価格**を設定。
- また、**市場価格が下限を下回って低迷する場合**には、**排出枠の流通量**を調整するための措置を講じる。

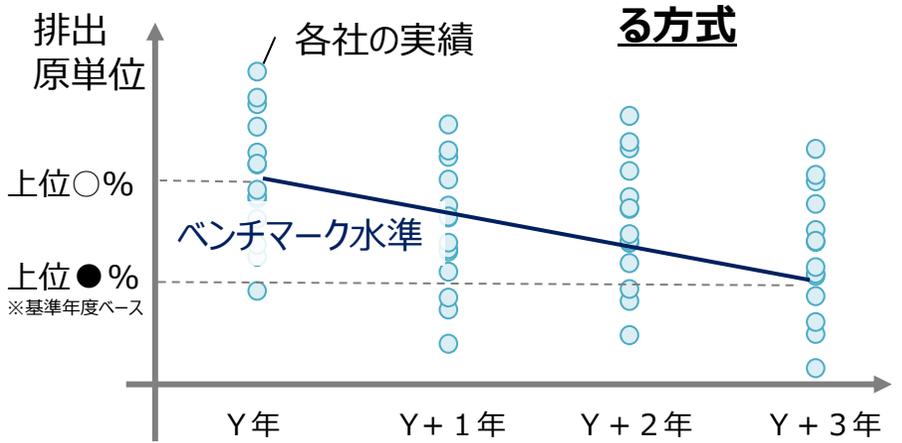
4. 義務不履行時の扱い

- 制度の実効性・公平性の観点から、**償却義務を履行しない場合、調達不足量に応じた金銭の支払い**を求める。

割当の基本的な考え方（ベンチマークとグランドファザリング）

- 割当量については、特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心に、業種別のベンチマークに基づいて算定を行うこととしてはどうか。
- そのうえで、ベンチマークの策定が困難な分野については、グランドファザリングによる割当を行うこととしてはどうか。
- なお、ベンチマーク対象業種や削減水準等の詳細については、有識者や産業界の意見も踏まえつつ、関係省庁とも連携して今後検討。

ベンチマーク方式



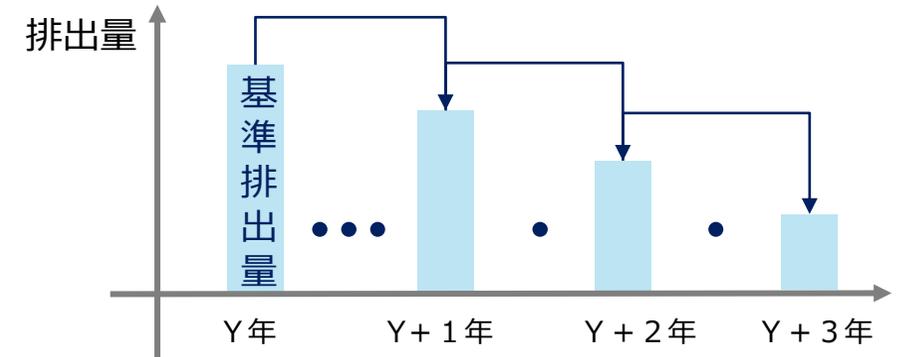
ある一定のプロセスの上位○%～●%の排出水準となるように割当量を設定する方式



当該プロセスにおける排出原単位の上位○%～●%の水準となるようにベンチマークを設定し、**基準活動量**（例えば、製品の生産量等）にベンチマークを乗じて割当量を算定する。

割当量 = 基準活動量 × 目指すべき排出原単位

グランドファザリング方式



基準年の排出実績から毎年○%排出削減となるように割当量を設定する方式



過去の排出実績等を踏まえて、毎年一定比率での排出削減を求めるため、**基準排出量**（ある年度の温室効果ガス排出量）に一定の比率（削減率）を乗じて割当量を算定する。

割当量 = 基準排出量 × (1 - 目指すべき削減率)

排出枠の取引に関する規律の在り方

- 排出枠の取引について、相対による取引は規制しない一方、公正な価格形成を促す観点からは、取引所集中義務を課すなど、**取引注文が取引所に集中するような措置**を講じるべきではないか。
- そのうえで、**市場取引参加者**については、**取引の活性化と取引秩序の維持の両立**を図る観点から、制度対象者以外にも、**取引に関する一定の経験を有することなどを要件として一部の事業者の参加を認める**こととしてはどうか。

「GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会」報告書案の概要（抜粋）

1. 取引業者・仲介業者への規律の在り方

現物取引を行う市場を想定すると、当該市場に参加するのは、対象事業者が中心であり、取引の流動性を高める観点から、金融機関等、業者（プロ）による取引市場になるものと考えられる。現物取引を行う市場をこのように業者（プロ）による取引市場として想定する場合、**市場参加者の保護の必要性は相対的に低い**といえるため、取引業者や仲介業者に対する業規制（参入規制、行為規制）までは必要ないとも考えることも可能。この場合、**当該市場への参加資格については、取引所規程等において規定すれば足りる。**

2. 排出枠取引所への規律の在り方

公正な炭素価格の形成に資する一定の自主規制等を課すため、開設に際して排出量取引所の運営者に認可等を求めることが、現物取引・デリバティブ取引を問わず、いずれにせよ必要。また、現物取引については**実需に基づく公正な価格形成を促す観点からは、取引注文ができるだけ一か所に集まるように取引所集中義務を課すべきである**と考えられる。

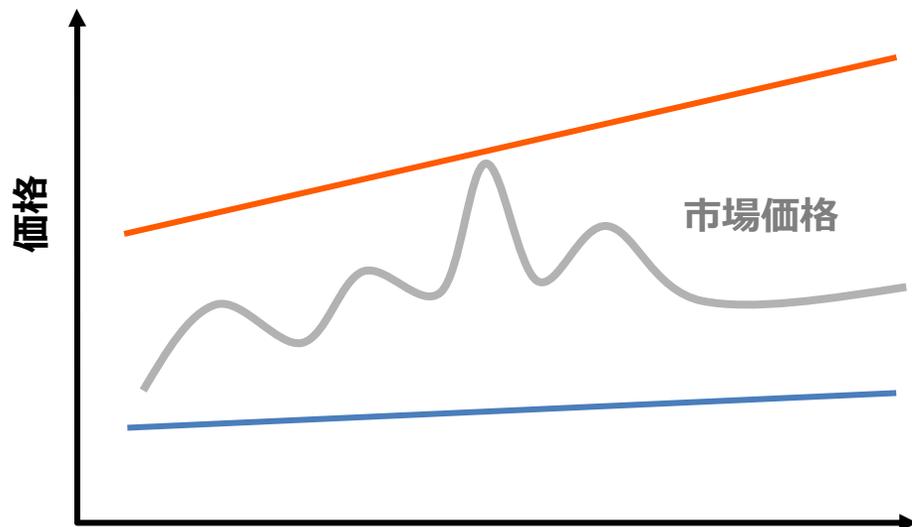
3. 不公正取引への対応の在り方

- **相場操縦等の禁止**
市場で公正な炭素価格を形成するとの目的に照らせば、**相場操縦に関する規制を適用することは必須の前提条件**であり、市場取引を設けることと不公正取引を禁止することは一体のものであることからすれば、相場操縦行為の禁止は設けられるべきと考えられる。
- **インサイダー取引規制**
排出枠については、**株式等と同じ意味での発行者が存在しないこと等からすれば、規制にそぐわない**の考え方がある一方で、**未公表の重要事実は存在し、EUでは、排出枠に関するものを含めインサイダー取引規制が導入されていること等から我が国の排出量取引制度についてもインサイダー取引規制を設けなければ国際的に見劣りがするのではないかとの懸念を指摘する声もあ**った。
- **規定の形式の在り方**
電力の取引については法令ではなく取引所の業務規程等でインサイダー取引規制が行われているところ、**貯蔵が性質上困難であり、需給に関する情報が価格に与える影響が大きい電力ですら、法令上にインサイダー取引規制が定められていないことを踏まえれば、排出枠の取引についても、取引所の業務規程等で規定することでも足りるとも考えられる。**

価格安定化措置（イメージ）

- 本格稼働後の排出量取引制度では、**取引価格の上限・下限を設定し**、その価格帯をあらかじめ示すことで、取引価格の予見可能性を高め、投資を促進していく。
- **上限**については、排出枠が不足した場合に、**予め定める価格を支払うことによる義務履行を可能とすること**としてはどうか。
- **下限**については、諸外国ではオークションの入札価格を制限することによって措置。他方、2026年度以降の制度導入当初はオークションを措置しないため、**排出枠のリバースオークション**を実施することで需給を機動的に調整する方法や、将来の割当基準を強化することにより価格を維持する方法などが考えられるか。
- なお、上下限価格の水準については、今後、有識者や産業界等の意見も踏まえながら決定。

上下限価格のイメージ



価格高騰対策（上限価格）

- 排出枠価格が高騰した場合には、**予め定めた上限価格を支払うことで、義務履行を可能とする**

価格下落対策（下限価格）

- 市場における取引価格が下限価格を下回る期間が一定の日数以上となる場合に、**リバースオークションを実施し**、排出枠の需給バランスを引き締め。
- なお、リバースオークションを実施したうえで価格が低迷した場合には、**将来の割当の基準を強化**することも検討。

その他の論点（制度の詳細・関連制度における対応）

その他の意見

- 算定・検証等に係る過度な事務負担は回避すべき。
- グローバル企業が国際標準に従って排出量の算定等を行っている実態を考慮すべき。
- Jクレジットの活用を検討すべき。
- 外部クレジットを無制限に活用可能とすべきでない。
- 自治体制度、高度化法や省エネ法等の既存制度との関係整理が必要。
- 制度対象企業とそうでない企業との間に不合理な負担の差が生じないような配慮が必要。
- 脱炭素化された製品や輸送等のサービスが需要家から適正に評価されるような表示等の仕組みや市場づくりが必要。
- 脱炭素コストについて、社会全体で負担する仕組みづくりや、国民理解の醸成を図る必要。
- 中小企業に対して設備の移転等による排出の付け替え等、しわ寄せが起こらないような対応を検討すべき。
- 中小企業を含むサプライチェーン全体での温室効果ガス削減を推進するべき。